

2021年8月3日

厚生労働大臣 田村憲久 殿

令和3年度ハンセン病問題対策協議会

統一要求書

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会
全国ハンセン病療養所入所者協議会
ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会
ハンセン病家族訴訟原告団

第1 謝罪・名誉回復について

- 1 基本方針の確認
今後も引き続き名誉回復措置を取ることを政府として表明されたい。
- 2 追悼式出席者に対する旅費支給
追悼式出席者（挨拶を行う者以外を含む。）に対する旅費支給については、対象範囲の明確化を図るべく引き続き協議されたい。

第2 社会復帰・社会内生活支援

- 1 基本方針の確認
ハンセン病回復者の社会復帰の円滑化・容易化及び退所者の社会内生活の安定化のために、今後も隔離政策による被害回復を旨として、退所者・非入所者の医療・介護制度・相談体制等の改善・整備ならびに継続的・安定的な経済支援等に最大限努力することを確認されたい（基本法第3条関係 なお、平成13年7月23日付「基本合意書」及び入所歴なき原告に関する平成14年1月28日付「基本合意書」参照）。
- 2 医療・介護制度改善に向けての取り組み
地域において、足底穿孔症、知覚麻痺等のハンセン病特有の後遺症に対して適切な対応が行われ、また、回復者本人の心情に応じた適切な医療及び介護が行われるようにするため、より充実した支援体制を早急に実現されたい。また、医療、介護制度について必要な情報を積極的に提供されたい。

特に、沖縄県においてニーズの把握と支援策の構築をモデル的に実施するため、退所者の会、沖縄県ゆうな協会、自治体等の関係者との意見交換をされたい。

3 回復者等相談事業の拡充について

適切な社会内生活支援策の実施に向けて、引き続き回復者の生活実態の把握と実態に即した相談支援体制を実現されたい。また、全国的に充実した相談支援が受けられるように、各地にソーシャルワーカー等の専門家相談員を配置されたい。

特に、回復者の多い沖縄県においては、沖縄県庁を含む関係者及び関係団体との連携及び協力を図られたい。

再入所の原因を分析し、相談支援体制を充実されたい。

4 非入所者給与金受給者の遺族に対する経済的支援について

退所者給与金制度における特定配偶者支援金制度に準じた、非入所者給与金受給者に扶養されていた遺族に対する経済的支援策を早期に実現されたい。

このため、非入所者本人からの聴き取り等の調査を早急に実施されたい。

第3 在園保障

1 基本方針の確認

国の法的責任を改めて明確にするため、平成13年7月23日付「基本合意書」において確認された国の法的責任及び基本法第3条の基本理念に基づき、13の国立ハンセン病療養所入所者（今後入所する者を含む）の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認されたい。

2 医師の確保について

厚生労働省は、基本法第11条において国の責務として明示的に「医師」の確保等が定められ、令和元年改正により「医療及び介護に関する体制の整備及び充実」のための措置が求められることとなったこと等に基づき、医師給与（基本俸給及び諸手当）の抜本的増額、地域医療ネットワークとの連携・当直手当の改善（応援医師・当直医師の確保による常勤医師の負担軽減）、行政区分を基準とする地域手当の支給割合の引き上げ、「国立ハンセン病療養所の医療サービスの向上に関する研究」の提言に示された具体的な医師確保対策を含む工夫や医師偏在対策におけるハンセン病療養所の位置づ

けなどにより、国立ハンセン病療養所の医師の確保に一層尽力されたい。

特に、医師確保の困難が隔離政策に起因していること、国の政策が医師偏在状況を生み出したこと、それにもかかわらず、療養所医師の給与・手当は他の医療機関に比して看過できない格差があること（その最大の要因は、経験年数が増えるに従い初任給調整手当が段階的に減額され、他の医療機関と比較して、特に療養所の園長・副園長等の管理職の待遇格差が大きくなる点にある）に鑑み、ハンセン病療養所における医師の業務の特殊性及び上記のハンセン病療養所における医師確保に関する国の責務に基づき、上記待遇格差の解消及び宿日直等手当の抜本的増額等の特別の施策を講じられたい。

なお、特命副園長制度に関して、運用状況等を回答されたい。

（趣旨・理由）

平成26年11月18日には、参議院厚生労働委員会が「国立ハンセン病療養所については、その入所者の良好かつ平穏な療養生活のため、職員の確保に最大限努めること。特に医師の確保に当たっては、地方自治体等関係機関の協力を得て欠員補充に努めること」との附帯決議を行っていたが、さらに令和元年の基本法改正により、第11条が「医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実」という文言に改正され、医療介護の「充実」のための措置が一層求められることとなった。その上で、第11条の2の追加により、国立ハンセン病療養所の医師の兼業規制が緩和された。療養所と地域医療ネットワークとの連携に資すること等が望まれる。13の国立ハンセン病療養所の医師定員数は146であるところ、現員は115名（令和3年5月1日現在）に留まり、また、多くの医師は数日のみハンセン病療養所での診療を行うなど実際上の常勤医はそれより一層少なく、「社会の中で生活するのと遜色のない水準の医療」には未だほど遠いのが現状である。入所者の生命健康に直接かかわる問題であり、深刻な危惧を抱かざるを得ない。

なかでも、園長・副園長の確保は死活問題である。関係者の尽力により本年4月をもって駿河療養所における園長の不在（兼任）が解消されたことは評価できるが、未だ副園長不在が5園ある（松丘保養園、栗生楽泉園、長島愛生園、大島青松園、星塚敬愛園）。医師の不足のため、管理職たる園長等まで当直を行わなければならない等、重い負担となっている状況がある。

他方で、近年、民間病院はもとより、公立病院や独法化した国立病院における医師待遇（2020年度版国立病院機構・医師の処遇に関するパンフレットによれば、院長約2020万円、副院長約1980万円、部長約1860万円、医長約1690万円）と比べても、国立ハンセン病療養所医師の「相対的待遇」の悪化が生じてきた。

経験年数が増えるに従い初任給調整手当が段階的に減額され、園長・副園長等の管理

職の待遇格差が大きくなる問題（特に国家公務員医療職（一）でない立場にある外部の医師を招こうとする場合に大きな格差が顕在化する）に関し、平成31年度より俸給調整額の対応により改善がなされたことについて一定の評価をするものであるが、待遇格差の解決という観点からは、決して十分な内容とは言い難い。

この待遇格差が厳然として存在すること、及びその影響による医師の数及び質の確保の困難・各療養所における負担は、昨年の本協議における確認に基づき令和3年3月11日に実施（Web開催）された「医師確保のための協議」（本省、各園施設長、自治会各支部長を含む統一交渉団）においても、改めて明らかにされたところである。

国立ハンセン病療養所の深刻な状況に照らし、ハンセン病問題基本法及び本協議会における確認事項等に基づき、最重要課題としての取組みを求める。

3 職員問題について

(1) 令和2年度のハンセン病療養所定員定数は大幅な減であったところ（94の減、3の増、△91）、令和3年度においては感染対策の強化のため一定の定員増がなされたものの、なお定員減が継続している（89の減、37の増、△52）。これらの大幅定員減による入所者の医療・看護・介護に対する影響を最小限に留めるべく厚生労働省において様々な対応がなされていることは承知しているが、同様の対応は持続可能なものとは考え難い。政府としては、今後、統一交渉団と厚生労働省との間で締結された平成26年8月15日付け合意書を踏まえつつも、同合意書は平成31年以後の定員削減に関しては最低ラインを示すに留まるものである一方、上述のとおり、令和元年のハンセン病問題基本法の第11条の改正により、医療介護体制の「充実」のための措置が一層求められることとなったこと、そして、入所者の不自由度・後遺症・認知症の増加・重篤化等を踏まえて一人当たりには要する介護等のケアの必要性が一層高まっていることに鑑み、現状に即した追加的な枠組みを定め、看護師等の定員削減によらずむしろ定員の実質減を回避するよう確保されたい。

(2) 上記合意書の趣旨は、療養所の現場で働く看護・介護職員が確保されなければ実現できないが、看護師の欠員状況に加えて、介護職員退職後の後補充のための期間業務職員が募集されても、必要を満たす応募が無く採用できない状況又は採用者が定着しない状況は未だ解消されたとはいえない。期間業務職員の待遇改善などの努力については評価できるが、入所者の不安と介護ニーズの高まりを踏まえ、募集の内容や方法・周知に関する改善・工夫をするとともに、今後とも各療養所において必要な期間業務職

員の新規採用が可能であることを確認・周知の上、必要な人員確保のための取組方針について説明されたい。

- (3) 療養所の定員問題は、隔離政策の下で、正規職員を配置せず患者作業によって療養所運営をまかなったこと及び作業返還の際に必要な定員職員を配置しなかったことに起因するところ、賃金職員及び期間業務職員の雇用上の不安定な身分・待遇はなお残存している。介護以外の業務を行う賃金職員についてその職種で定員化する措置をとる等一層の職員定員化の努力をされたい。
- (4) 職員退職後の後補充に関し、介護・調理・ライフラインに係る職種以外の職員についても、徒に外注化を進めるのではなく必要な職員を確保されたい。やむを得ず業務委託を行う場合にあっては入所者の人権と療養環境の尊重・向上のための具体的な条件を設定するなど、療養環境の改善に資するものとなるよう確保されたい。
- (5) 現在、介護三交替制が6つの療養所で実施されているが、一部の療養所においては、実施に必要な人員確保及びこれに関する入所者・介護スタッフの理解を得るための導入プロセスに問題があったのではないかとの懸念がある。介護三交替導入を契機に退職を余儀なくされた事例もあり見逃すことは出来ない。介護員の夜間手当が日額730円から1060円に改善されたことは一定の評価ができるが、看護師や他の施設の介護職に比して、なお明らかに低廉であると言わざるを得ない。

介護三交替の導入にあたっては、入所者の生活・療養環境の充足に必要な人員の確保（特に、日中の介護力が低下しない体制の確保）が必須の前提であること、この観点から関係者からの意見聴取等が重要であること

（各療養所の人権擁護委員会において、導入の具体的内容とその影響について事前に検討するとともに、事後の継続的検証を行うことを含む）を確認するとともに、三交替を導入した場合の夜間の介護業務に関しては、ハンセン病介護の特殊性・業務内容を踏まえた抜本的手当増額・ハンセン病療養所のための手当の新設等を求める。

- (6) 上記（1）、（2）及び（5）に関連し、入所者に対する看護・介護の現状と今後の取組（定員及び人員確保の方針並びに介護員の三交替制）について統一交渉団と状況を共有するとともに必要な協議を行うため、作業部会を含む意見交換の機会を適時に設けられたい。

4 入所者の臨床・生活上の人権問題を扱う委員会組織について

- (1) 過去5か年度にわたり、定期協議での合意に基づいて、厚労省本省・施設長・統一交渉団による協議の場をもったところであるが、療養所によって、議題設定の方法や園長が委員長となっている等の課題がある。本年度も、開催時期等について考慮を要するものの、この問題に関する理解と認識を相互に深め、取組みをさらに進めるため、引き続き同様の協議の場を設定されたい。
- (2) 上記委員会組織の外部委員においては、ハンセン病療養所の歴史、全療協及び自治会の果たしてきた役割、平成13年7月23日付「基本合意書」及びその後の定期協議による確認事項の内容・経緯等について十分な理解が必要であり、また、過去3回の外部委員研修における意見交換の状況に照らし、各園における取組を相互に知ることが極めて有益であることが明らかとなったため、引き続き本年度においても、外部委員を対象とした研修又は意見交換会議を実施されたい。

5 地域社会との交流の確保及び大島青松園の船舶等の問題について

- (1) 大島青松園に関し、船舶（官用船及び民間委託船）の運航が国の責任により円滑かつ安定的に確保されることは、大島青松園入所者が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むために不可欠であり、またその利便性が向上することは医師や職員の確保にとっても極めて重要であることを、改めて確認するとともに、厚労省としてその維持と改善に引き続き努力することを表明されたい。
- (2) 船舶運航関連施設の改善整備を早急に実現するため関連自治体との連携協力ならびに地元ステークホルダーとの調整に積極的に取り組まされたい。
- (3) 昨年2月以降、各療養所においても、新型コロナウイルス感染予防のための措置等が実施され、入所者の生活・心身にも大きな影響を与えてきたが、昨年度の本協議会確認に基づき実施された委員会組織協議（上記4（1））及び外部委員研修（上記4（2））においても、特に療養所の外部関係者との交流等の制限が、入所者の生活や委員会開催自体にも大きな影響を及ぼしたことが明らかとなった（療養所によるが一律の面会・交流の禁止に近い状況も見られた）。

言うまでも無く、高齢化・障害の重篤化等が進む入所者にとって、療養所外の知人・友人・支援者らとの交流等の機会は、心身の安定や機能低下の防止にも資する極めて重要な権利・利益である。その確保・促進は、基本法に基づく療養所の責務の一つである。

そして、そもそも、基本法がこれらを国の責務とした趣旨は、隔離被害か

らの回復という点にある（基本法3条1項2項、12条）。他方、現時点において、交流等の機会確保のための具体的な方策・工夫を検討することは十分に可能であると考えられる。ところが、昨年来の各療養所における交流等制限は、これによる深刻な影響を受けた入所者においては、「第二の隔離」ともいふべき事態が生じているとの危惧を指摘せざるを得ず、法の趣旨にも悖る状況となっている。

厚生労働省は、物的設備の整備、人員配置等に関して予算を含む措置を確保するとともに、各療養所において、人権委員会が定期開催され（オンライン開催を含む）、かつ、交流等確保のための方策が検討され、その実施が具体化されるよう適切な対応をされたい（なお、ワクチン接種等による状況の変化が見込まれるが、昨年2月以来の状況を事後的・継続的に検証することも人権委員会組織の重要な役割と考えるべきであり、また、ワクチン接種しない入所者・外部関係者があり得ることやウィルス変異型への懸念等により、感染予防対策の必要性自体は今後も否定されない状況を想定し、従前の措置を漫然と継続するのではなく、改めて、今後の具体的方策に関する見直しが必要とされるべきである）。

- (4) 各療養所への訪問者等が利用するための交通手段の改善に関する課題について、各療養所における現状（新型コロナウイルス感染拡大以前の状況を含む）を回答されたい。

6 関係者との協議その他意見反映のための措置について

厚生労働省及び各園が行う施策の実施には、一度実施するとそれによって生じた不都合や不利益は取り返しがつかない性質を持つものも少なくない。少なくとも、介護三交替の実施や（上記3（5）参照）、病棟・不自由者センターを含む施設の利用方法の大幅な変更・集約など、入所者の療養環境に与える影響が大きいものについては、その当否や内容について、各園の入所者自治会、人権委員会組織（上記4参照）及びその他の関係者との協議の場を必ず設け、その意見を反映させるべきことを確保する旨確認・表明されたい（基本法6条）。

第4 真相究明

1 歴史的建造物・史跡等保存について

- (1) 大島青松園・霊交会教会堂の緊急補修の進捗について報告を求める。
- (2) 各ハンセン病療養所からの永続保存対象リストの提出、並びに、これを具体化するための療養所ワーキングチーム会議の開催につき、現状を報告

されたい。

- (3) 各療養所ワーキングチーム会議で合意された建造物史跡等の永続的保存計画については、厚生労働省はこれを尊重し、令和3年末を目処に歴史的建造物保存等検討会を開催して確認を得た上、令和4年の翌年度予算概算要求に必要な工事費用を組み入れて、令和5年度から計画着手ができるよう、最大限の努力を求める。

2 社会交流会館について

- (1) 各療養所の社会交流会館における地域交流と歴史保存啓発活動の積極的推進をはかるために、統一交渉団との継続的協議の場を設置されたい。
- (2) 上記協議を行う前提として、各療養所の社会交流会館の現状について調査報告を求める。特に、下記事項について整理した資料を提出されたい。
 - ①学芸員等職員の人的体制
 - ②交流室・研修室・展示室・資料収蔵室等の配備
 - ③当該療養所内の歴史資料（事務文書や医療関係等の公文書を含む）に関する整理保存活動への取り組み状況
 - ④当該社会交流会館の当面の課題

- 3 菊池医療刑務支所の歴史の普及啓発を、菊池恵楓園の新装社会交流会館で今後どのように実現していくのか、具体的に説明されたい。

- 4 医療基本法については、従来の共同骨子を発展させた医療基本法要綱案が、全原協、全療協を含む45団体の連名で、厚生労働省及び医療基本法制定をめざす議員連盟宛に提案されているところである。このような状況を踏まえ、従来どおり、基本的方向性を共有し、その制定に向けて必要な協力と調整を行っていくことを確認されたい。

第5 将来構想

1 問題の所在

- (1) 昨年の定期協議において確認された永続化についての意見交換会（所在市町連絡協議会のオブザーバー参加を含む）が全く開催されていない。
- (2) 全療協では、有識者会議に諮問して、療養所の将来構想と永続化に関し提言を策定し、厚労省に提出しているが、この提言についての意見交換の場が設定されないままに経過しており、この提言を今後の施策に反映して

いく可能性が検討されていない。

2 要求事項

- (1) 療養所の永続化について、早急に意見交換会を再開すべきであり、療養所所在市町連絡協議会のオブザーバー参加を検討されたい。
- (2) 全療協有識者会議が策定した将来構想、永続化に関する提言について、これを今後の施策に反映させることについての適否を検討するために、作業部会を設置されたい。

第6 元患者家族に対する施策について

1 基本方針の確認

令和元年6月28日熊本地裁判決を受け、同年7月12日に閣議決定された内閣総理大臣談話、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第56号）の趣旨を十分に踏まえ、ハンセン病回復者及びその家族の意見を尊重しつつ、家族が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備等を行い、偏見や差別のない社会の実現に向けて最大限努力することを確認されたい。

2 家族交流会・講師等派遣事業の実施

家族が相互に交流することを通じて自身の被害回復および家族関係の回復等を図るために、家族交流会事業を着実に実施すること、また、家族の社会参加を促進し、偏見差別の解消を図るために、講師等派遣事業を積極的に実施することを確認されたい。

なお、上記各事業の実施に際しては、家族の実情および要望に十分こたえる事業とすべく、作業部会等において、家族および弁護団との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行うことを約束されたい。

3 相談体制の整備

家族が、社会内で良好かつ平穏な生活を営むため、また家族関係の回復を図るため、下記事項に十分配慮しつつ、相談体制の整備及び充実を図られたい。

- (1) 家族の実情をふまえた実効性ある相談体制を整備すべく、作業部会等において、家族および弁護団との継続的かつきめ細やかな意見交換を行うこと。
- (2) ピア相談員（家族ピアサポーター）が、家族のおかれた現状ならびにその被害を十分に認識した上で、適切な相談・支援を行えるよう、必要かつ十分な研修を実施すること。

- (3) 各地にソーシャルワーカー等の専門家相談員を配置し、ピア相談員との連携を図り、各地における相談・個別支援が可能な体制を整備・充実させること。

第7 ハンセン病に関する公文書保存体制の問題について

1 問題の所在

(1) 「患者血統家族調」の流出問題について

明治22年に全国的に実施された「癩病患者並血統家系調」の一部が、流出し、ネットオークションにかけられたという問題は、重大な人権侵害であり、この種の文書が、全国各地の公的機関だけでなく、私人によって保持されている可能性を明らかにしたものである。現在流出元とされている長野県において、調査等がなされているが、都道府県レベルの調査には、限界があり、厚生労働省としても、隔離政策を推進してきた立場から、この問題について、関係各省庁と連携しつつ、適切な対応をとるべき責任がある。

しかるに、この問題が明らかになって以降、厚労省は、この問題の重大性を認識しないままに何らの施策も講じていない。

(2) 全国の療養所に保存されている資料の今後の保存・管理の在り方について

私立の療養所を含めて、各地のハンセン病療養所には、入所者のカルテや解剖承諾書その他の個人情報をはじめとして、膨大な文書や標本等の資料が保存されている。しかしながら、これらの文書類については、その保存・管理に関する法律的な根拠が明確にされておらず、今後における流出や廃棄の危険性が指摘されている。このため、これらの資料の保存状況の調査と今後における管理の在り方を早急に検討し、必要な法整備を含めた対策を策定する必要がある。

2 要求事項

- (1) 厚生労働省として、台帳流出問題に対して、どのような方針のもとで、どのような調査を行い、再発防止策を策定する考えでいるのか明らかにされたい。
- (2) 以上の2つの課題の今後の対処方針を具体化するために、有識者を交えての作業部会を設置されたい。

以上